

夜間開放利用申請書の提出方法

メール申請の場合

ステップ1

利用日の7日前までに、メールで利用申請書を提出してください。

※メールの件名は「【〇〇チーム】夜間開放利用申請書提出」としてください。

メールアドレス：Shimin05@city.ginowan.okinawa.jp

※申請書は下記ページからダウンロードできます。

<https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/2/2/suports/1231.html>

ステップ2

メール提出した事を観光スポーツ課までお電話ください。

観光スポーツ課電話番号 098-893-4432

ステップ3

利用日前日までに利用許可証をお受け取りください。

※許可証は観光スポーツ課窓口でのお受け取りになります。

※使用料は利用月の全日程終了後、納付書を送付しますので、銀行窓口でお支払いください。

利用団体の皆様へのお願い

申請期限を過ぎた場合、原則お受付できませんので、期限内の申請にご協力頂きますようお願い申し上げます。

夜間開放利用申請書の提出方法

窓口申請の場合

ステップ1

利用日の7日前までに、窓口で利用申請書及び提出してください。

※申請書は前もってご用意頂くとスムーズにお手続きできます。様式は下記ページからダウンロードできます。

<https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/2/2/suports/1231.html>

ステップ2

利用許可証をお渡しします。

※使用料は利用月の全日程終了後、納付書を送付しますので、銀行窓口でお支払ってください。

利用団体の皆様へのお願い

申請期限を過ぎた場合、原則お受付できませんので、期限内の申請にご協力頂きますようお願い申し上げます。